

# 介 護 保 険 住宅改修のQ&A



相模原市マスコットキャラクター  
さがみん

令和6年4月改定版

## 目 次

<b>1 実務に係る Q&amp;A</b>	
<b>(1) 住宅改修費支給申請手続き</b>	
① 住宅改修の申請窓口について	1頁
② 居住区以外の窓口での受付について	
③ 住宅改修の相談について	
④ 住宅改修の審査について	
⑤ 事前申請と事後申請の申請時期について	
<b>(2) 申請関係の留意点</b>	
<b>1) 申請書と資格（死亡・転入転出・法施行・入退所（院））等</b>	
① 新築住宅の竣工日以降の改修工事について	2頁
② 賃貸アパート共用部分の改修費について	
③ 分譲マンション共用部分の改修費について	
④ 家族等が行う住宅改修について	
⑤ 企業ではない知人が住宅改修を行うことについて	3頁
⑥ 償還払いへの変更について	
⑦ 口座名義人について	
⑧ 住民登録地について	
⑨ 入居前に住宅改修する場合について	
⑩ 給付制限の日付について	
⑪ 更新申請の結果、非該当になった場合について	4頁
⑫ 住民票を残したまま他市に居住している被保険者（対象者）の住宅改修について	
⑬ 同一住宅に複数の被保険者がいる場合について	
⑭ 一時的に身を寄せている住宅の改修について	
⑮ 入院中の住宅改修について	
⑯ グループホーム利用者の自宅の改修について	5頁
⑰ ケアハウスにおける住宅改修について	
⑱ 入所について	
⑲ 要介護認定申請中の住宅改修について	
⑳ 要介護認定申請前の住宅改修について	6頁
㉑ 在宅要介護者が工事着工後に入院した場合の住宅改修費の保険給付について	
㉒ 住宅改修完了前に要介護者が死亡した場合の住宅改修費の保険給付について	
㉓ 着工の時効期間について	
㉔ 住宅改修中に更新申請を行った結果、非該当になった場合の保険給付について	
㉕ 他市から転入した直後で被保険者番号がない場合の申請について	

<b>2) 理由書関係</b> ①、②、③、④ 理由書の作成者について ⑤ 理由書の作成について ⑥ 理由書の記載内容について	7頁
<b>3) 見積書と見積内訳書関係</b> ① 見積内訳の区分について ② 見積りの作成について ③ 施工後、見積りの部材の数量が異なった場合の扱いについて ④ 付帯工事について ⑤ 見積書の押印について ⑥ 消費税の端数処理について	8頁
<b>4) 図面関係</b> ① 手すりの取付け等の申請図面について ② 図面の作成範囲について ③ 図面の縮尺について	9頁
<b>5) 写真関係</b> ① 添付写真について ②、③ 写真の日付について ④ 写真の現像料について	10頁
<b>6) 承諾書関係</b> ①、② 承諾書について	11頁
<b>7) 領収書関係</b> ① 自己負担額の計算について ② 大工の家族が領収書を発行することについて ③ 給付の時効について ④ 領収書の宛名について ⑤ 領収書の押印について	12頁
<b>8) 住宅改修費の利用額</b> ① リセットについて ② 住宅改修の支給額算定の例外に係る取扱いについて ③ 転居等について ④ 建替えについて ⑤ 引越しについて ⑥ 原状回復のための費用について	13頁
<b>9) 計画変更等</b> ① 住宅改修の計画を変更する場合について	14頁
<b>10) その他</b> ① 消滅しやすい筆記用具による記入について ② 手すりの破損について	15頁

<p><b>2 工事全般に係る Q&amp;A</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 遵守すべき事項について</li> <li>② 柱・壁の撤去を伴う工事について</li> <li>③ 諸経費について</li> <li>④ 工賃について</li> </ul>	17頁
<p><b>3 具体的内容に係る Q&amp;A</b></p> <p><b>(1) 手すりの取付け</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋外の手すり等の設置について</li> <li>② 手すりをビス等ではなく固定剤や接着剤で取付ける場合について</li> <li>③ 手すりの取替え工事について</li> <li>④ 既存手すりの位置の移動等について</li> <li>⑤ 手すりの変更について</li> <li>⑥ 跳ね上げ式の手すりについて</li> <li>⑦ 手すりの形状について</li> </ul>	18頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 手すりの設置に伴う付帯工事について</li> <li>⑨ 事前申請時に提出した見積書と異なるメーカーの製品を取付けた場合について</li> <li>⑩ ペーパーホルダー付の手すりについて</li> <li>⑪ 手すりの高さについて</li> <li>⑫ 手すりの支柱（支持棒）を縁台に固定する計画について</li> <li>⑬ 棚付二連紙巻器について</li> <li>⑭ 手すりの付帯工事について</li> </ul>	19頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑮ 便器に付ける手すりについて</li> <li>⑯ 手すりサポート等について</li> <li>⑰ 点手すりについて</li> <li>⑱ トイレ用手すりについて</li> <li>⑲ 屋内外のトイレの手すりについて</li> <li>⑳ 下駄箱に手すりを取付ける場合について</li> <li>㉑ 転落防止の柵について</li> </ul>	20頁
<p><b>(2) 段差の解消</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象の段差について</li> <li>② ユニットバスについて</li> <li>③ 浴室の段差の解消工事について</li> <li>④ 浴槽の取替えについて</li> <li>⑤ 洗い場の段差の解消工事について</li> </ul>	21頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 給湯器について</li> <li>⑦ トイレ改修の付帯工事について</li> <li>⑧ 玄関の段差の解消に伴う床の解体費について</li> <li>⑨ 住宅改修における「玄関まわり」の範囲について</li> <li>⑩ 上がり框（かまち）の段差緩和工事について</li> <li>⑪ キッチンシンク用の踏み台について</li> <li>⑫ 踏み台について</li> </ul>	22頁

<ul style="list-style-type: none"> <li>⑬ 踏み台の延長について</li> <li>⑭ 堀り炬燵について</li> <li>⑮ 根太について</li> <li>⑯ 屋外の段差について</li> <li>⑰ 玄関以外のスロープについて</li> <li>⑱ スロープに替えて使用する昇降機について</li> <li>⑲ 昇降機・段差解消機等について</li> </ul>	23頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑳ ウッドデッキについて</li> <li>㉑ 木製のスロープについて</li> <li>㉒ スロープの勾配について</li> <li>㉓ スロープの幅について</li> <li>㉔ 屋外の通路について</li> <li>㉕ 植木の撤去について</li> <li>㉖ 緩やかな勾配の階段に交換することについて</li> </ul>	24頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>㉗ ブロック塀の撤去費用について</li> <li>㉘ 段差解消の対象工事について</li> <li>㉙ 雨樋について</li> <li>㉚ スロープから階段に変更する工事について</li> <li>㉛ 材料について</li> <li>㉜ 新設について</li> <li>㉝ 階段の高さについて</li> <li>㉞ スロープの給付に係るサービス区分の判断基準について</li> </ul>	25頁
<p><b>(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 老朽化について</li> <li>② ノンスリップについて</li> <li>③ 滑り止めのゴムについて</li> <li>④ 床材の表面加工について</li> <li>⑤、⑥ 滑り止めの塗料について</li> <li>⑦ 滑り止めテープについて</li> </ul>	26頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 床下点検口について</li> <li>⑨ 浴室内の床材の変更について</li> <li>⑩ ユニットバスについて</li> <li>⑪ カーペットについて</li> <li>⑫ 畳について</li> <li>⑬ 畳からフローリングへの変更について</li> </ul>	27頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑭ 設置工事の必要のない滑り止めのための床材について</li> <li>⑮ 滑り防止を図るための舗装材への加工について</li> <li>⑯ 通路面の材料の変更について</li> </ul>	28頁

<p>(4) 引き戸等への扉の取替え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自動ドアについて</li> <li>② 扉の開く方向および吊元の変更について</li> <li>③ 内開き戸から外開き戸への変更について</li> <li>④ 開き戸から引き戸への交換について</li> <li>⑤ 引き戸の取替え工事について</li> <li>⑥ 扉の位置の変更について</li> </ul>	29頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ カーテンへの変更について</li> <li>⑧ ロールスクリーンへの変更について</li> <li>⑨ シャワーカーテンへの変更について</li> <li>⑩ 浴室の扉の取替えについて</li> <li>⑪ 扉の撤去について</li> <li>⑫ 開き戸の拡張について</li> </ul>	30頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑬ 物入れの扉について</li> <li>⑭ クローゼットの扉について</li> <li>⑮ 扉の新設について</li> <li>⑯ 撤去費用及び処分費用について</li> <li>⑰ 照明スイッチについて</li> <li>⑱ 雨戸の取替えについて</li> </ul>	31頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑲ 門扉の取替えについて</li> <li>⑳ コンセントの移設について</li> </ul>	32頁

<p><b>(5) 洋式便器等への便器の取替え</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 便座について</li> <li>② 壁リモコンについて</li> <li>③ スワレット（TOTO）について</li> <li>④ 和式便器から洋式便器への交換について</li> <li>⑤ 便座の高い便器への交換について</li> <li>⑥ 和式便器から洗浄機能等がついた洋式便器への取替えについて</li> </ul>	33 頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 洋式便器の改修工事について</li> <li>⑧ 便器の交換について</li> <li>⑨ トイレの向きの変更について</li> <li>⑩ 便器の高さ変更について</li> <li>⑪ 腰掛式便器について</li> </ul>	34 頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑫ 洋式便器への取替えを行った場合における付帯工事の範囲について</li> <li>⑬ 洋式便器への取替えに伴うトイレの拡張について</li> <li>⑭ 既存トイレを残したまま、別の場所にトイレを新設する場合について</li> <li>⑮ 和式便器のトイレを撤去し、別の場所に洋式便器のトイレを移動する場合について</li> <li>⑯ トイレの給排水設備について</li> <li>⑰ 便器の取替えに伴い認められる給排水設備の工事の範囲について</li> </ul>	35 頁
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑱ トイレの改修に伴う仮設トイレの設置費について</li> <li>⑲ 壁の補修について</li> <li>⑳ 給排水工事について</li> </ul>	36 頁

※ 厚生労働省の資料等に基づいて作成しています。内容については今後変更されることがあります。

## 1 実務に係るQ & A

### (1) 住宅改修費支給申請手続き

#### ① 住宅改修の申請窓口について

Q 1 : 住宅改修の申請は、どこでできますか。

A 1 : 現在、受付を行っている窓口は、以下のとおりです。郵送でも受け付けます。

- |                             |                  |
|-----------------------------|------------------|
| ・ 緑高齢・障害者相談課 (緑区合同庁舎内)      | TEL 042-775-8812 |
| ・ 城山福祉相談センター (城山総合事務所内)     | TEL 042-783-8136 |
| ・ 津久井高齢・障害者相談課 (津久井保健センター内) | TEL 042-780-1408 |
| ・ 相模湖福祉相談センター (相模湖総合事務所内)   | TEL 042-684-3215 |
| ・ 藤野福祉相談センター (藤野総合事務所内)     | TEL 042-687-5511 |
| ・ 中央高齢・障害者相談課 (ウエルネスさがみはら内) | TEL 042-769-8349 |
| ・ 南高齢・障害者相談課 (南保健福祉センター内)   | TEL 042-701-7704 |

#### ② 居住区以外の窓口での受付について

Q 2 : 利用者の居住区以外で、住宅改修の申請書を提出できますか。

A 2 : 居住区以外の各高齢・障害者相談課、各福祉相談センターでも、申請書を提出できます。

#### ③ 住宅改修の相談について

Q 3 : 住宅改修について相談したい場合、どこに相談すれば良いですか。

A 3 : 中央高齢・障害者相談課で住宅改修相談ができます。

TEL 042-769-8349 月～金曜日(午前9時～午後4時)

※ただし、土・日・祝、年末年始は休みです。

この他に、理学または作業療法士と一級建築士による訪問相談ができます(要予約)。

#### ④ 住宅改修の審査について

Q 4 : 住宅改修費支給申請書の審査はどこで行なわれますか。

A 4 : 介護保険課が行います。

#### ⑤ 事前申請と事後申請の申請時期について

Q 5 : 事前申請と事後申請の申請時期を知りたい。

A 5 : 住宅改修費の支給申請は、必ず工事前に行います。この申請を「事前申請」といい、工事着工後の申請はできません。

介護保険課の書類審査後、「住宅改修内容確認済通知」が、施行業者に送付されてから工事を着工します。

工事完了後、領収日の翌日から2年以内に「事後申請」をしてください。

なお、「事前申請」後、工事を行わなかった場合は、「取下げ」の手続きをしてください。



## (2) 申請関係の留意点

### 1) 申請書と資格（死亡・転入転出・法施行・入退所（院））等

#### ① 新築住宅の竣工日以降の改修工事について

Q 1 : 住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取付ける場合は、給付対象となりますか。

A 1 : 竣工日以降に手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となります。

#### ② 賃貸アパート共用部分の改修費について

Q 2 : 賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の給付対象となりますか。

A 2 : 賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。  
しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるため、理由書に記載されている高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断します。

#### ③ 分譲マンション共用部分の改修費について

Q 3 : 分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の給付対象となりますか。  
例えば、分譲マンションの共有部分（ベランダ）の段差の解消は給付対象となりますか。

A 3 : 賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規約や他の区分所有者の同意があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができます。  
(同意とは賃貸借用の承諾書を管理組合名で記載した承諾書のこと。なお、区分所有法による規定も可)

#### ④ 家族等が行う住宅改修について

Q 4 : 家族等が住宅改修を行う場合の費用はどこまで認められるか知りたい。  
例えば、家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象となりますか。

A 4 : 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみを住宅改修費の支給対象とし、工賃は支給対象外とします。

この場合の家族とは、同居しているもの、または3親等以内の家族です。

家族等が住宅改修を行う場合の費用は下記の場合について認められます。

① 被保険者が自ら材料を購入し、本人又は大工を営む家族等が改修する。

② 同居（同居＝住民票上同一世帯）して大工を営む家族が改修する。

③ 別居して大工ではない家族が改修する。

④ 別居しているが、被保険者と生計を同一にしている家族が改修する。

以上①～④については、材料費のみを支給対象とします。

⑤ 別居して大工を営む家族が改修する。

※ ⑤については材料費・工賃ともに支給対象とします。

材料費のみの支給について

i 事後申請に提出するホームセンター等より発行される資材の領収書は、宛先を被保険者名とし、領収日の翌日から2年以内に事後申請をしてください。

ii 事前申請に提出する見積書・見積内訳書は、ホームセンター等が発行する被保険者宛のもの。

iii ii の見積書等が発行されない場合は、施工する方が作成してください。なお、必要書類は、見積書、見積内訳書、図面、写真、領収書等です。

⑤ 企業ではない知人が住宅改修を行うことについて

Q 5 : 本人または家族等による住宅改修は、材料の購入費のみを支給対象とするとあるが、家族ではない知人（大工や技術資格者ではない）が住宅改修を行った場合に、材料費の他に（業者より安価な）工賃を支給対象とすることができますか。

A 5 : 質問のような場合についても、通常工賃を請求しないもので、本人や家族等が住宅改修を行う場合と同様に、材料費のみを支給対象とします。

⑥ 償還払いへの変更について

Q 6 : 事前申請後、受領委任 → 償還（又は償還 → 受領委任）へ切り替えたい。内容に変更がない場合は、申請書のみを差し替えればよいですか。

A 6 : 事前決定をしていない場合は、お見込みのとおりです。  
事前決定をしている場合は、取り下げ書を提出の上、再度 償還払いとして再申請してください。

⑦ 口座名義人について

Q 7 : 償還払い用申請書の口座名義人がケアマネジャーになっている場合、申請書の差し替えを求めますか。  
また、この口座名義人が事業者の事例があったが、この場合は、受領委任払いになるのではないですか。

A 7 : 申請書に『…口座名義人が申請者と異なる場合には、下記の口座名義人を代理人とし、下記指定口座への振込をもって相模原市からの給付金の受領と認めます。』という欄があり、そこに申請者（被保険者）の署名をもらっているため、書類の差換えは求めません。  
ただし、申請者およびケアマネジャー間で調整ができていないか、確認が必要です。  
口座名義人が業者の場合で償還払いの場合は、二重請求になるため、受領委任払いの申請書になります。

⑧ 住民登録地について

Q 8 : 転居した家を改修する場合で、転居前の住宅を売却しないと住民登録が移せない場合は、どのように対応したらよいですか。

A 8 : 売却後でないと住民登録を移せない場合は、事前申請書類に転居前後の住所を記載してください。なお、事後申請は住民登録地を移動した後にします。

⑨ 入居前に住宅改修する場合について

Q 9 : 移転先の住宅を入居前に住宅改修する場合、申請書に記載する住所は移転前後どちらの住所を記載すればよいですか。

A 9 : 事前申請は入居先住所と現住所を併記して申請し、事後申請は入居先住所で申請します。

⑩ 給付制限の日付について

Q 10 : 給付制限の日付はどの時点で判断するのですか。

A 10 : 領収日で判断します。

⑪ 更新申請の結果、非該当になった場合について

Q 1 1 : 住宅改修の着工時点では要介護（要支援）認定されていた者が、その後の更新認定で非該当になった場合、住宅改修の請求は可能ですか。

A 1 1 : 総工事期間のうち、要介護（要支援）認定の有効期間末日までに完成された部分の工事費用についてのみ住宅改修費を支給します。  
※ 工事着工前に非該当となった場合は支給対象とはなりません。死亡した場合も同様となります。

⑫ 住民票を残したまま他市に居住している被保険者（対象者）の住宅改修について

Q 1 2 : 住民票を残したまま他市に居住している被保険者（対象者）の住宅改修は、給付対象となりますか。

A 1 2 : 住民登録地の住宅改修のみ対象となるため、支給対象外です。

⑬ 同一住宅に複数の被保険者がいる場合について

Q 1 3 : 1戸の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の取り扱いはどのように行うのですか。

A 1 3 : 住宅改修費の給付は個人ごとに行われるため、申請書は個人ごとに各々提出する必要があります。  
同一の住宅について、複数の被保険者が住宅改修を行う場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を確定し、その範囲が重複しないように行う必要があります。  
例えば、階段に手すりを設置する工事について、同一の手すりに対して複数の被保険者が申請することはできません。

⑭ 一時的に身を寄せている住宅の改修について

Q 1 4 : 要介護者が子の住所等に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができますか。

A 1 4 : 介護保険の住宅改修は、住民登録地のみが対象となりますので、子の住宅に住民登録地が移されていれば、介護保険の住宅改修の支給対象となります。

⑮ 入院中の住宅改修について

Q 1 5 : 現在、入院している要介護者等の住宅について事前に住宅改修を行うことはできますか。また、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を退去する場合は支給対象となりますか。

A 1 5 : 入院中等の場合は、住宅改修が必要と認められないので対象になりません。  
退院および退所等の予定が明らかな場合等については、予め改修しておくことも必要と考えるため、施工前に事前申請を行い、退院・退所等の後に事後申請を行います。  
なお、この場合、退院・退所等しないことになった場合は対象とはなりません。

⑩ グループホーム利用者の自宅の改修について

Q 1 6 : グループホーム利用者が自宅へ外泊する場合の自宅の改修は対象となりますか。  
同様に、施設入所者が自宅へ外泊する場合の自宅の改修は対象となりますか。

A 1 6 : 認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者（入所者）で、住民登録地が自宅にある場合、介護保険上は在宅扱いですが、生活実態は自宅にないことから、支給対象としません。  
また、同じく施設入所者が自宅へ外泊する場合であっても、施設入所者の生活の拠点は施設にあるので、住宅改修の支給対象にはなりません。  
介護保険の住宅改修は在宅サービスであるため、施設を退所するのではなく一時的な帰宅や外泊の場合は支給対象とはなりません。（※入院中の者の場合も同様の取り扱いとします。）

⑪ ケアハウスにおける住宅改修について

Q 1 7 : 介護保険制度上、ケアハウスは「アパート」と同列の扱いとされているが、ケアハウス入所者が要介護認定を受け、自らの希望により入所しているケアハウスに住宅改修を行った場合は（施設の運営主体は了解済）、給付対象となりますか。  
補助事業により建設されたケアハウスの改修は給付対象とならないと考えてよいですか。

A 1 7 : ケアハウスの居宅部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く。）は、制度上、住宅改修は可能ですが、軽費老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していません。  
ただし、高齢者の身体の状態によっては、個別の対応（手すりの取付けなど）が必要な場合は、住宅改修の対象となります。

⑫ 入所について

Q 1 8 : 短期入所は入所ととらえますか。

A 1 8 : 短期入所も入所としてとらえます。

⑬ 要介護認定申請中の住宅改修について

Q 1 9 : 要介護（要支援）認定の申請中でも、住宅改修の事前申請を行うことは可能ですか。

A 1 9 : 要介護（要支援）認定の申請中であっても、住宅改修の事前申請を行うことはできます。  
ただし、認定結果が「非該当」となった場合は、介護保険の対象とならないため、改修費用は全額自己負担になります。

⑳ 要介護認定申請前の住宅改修について

Q 2 0 : 要介護認定申請前に着工した住宅改修は対象となりますか。

A 2 0 : 要介護認定申請前に着工した住宅改修については、住宅改修の対象と認められません。  
介護保険の対象とならないため、改修費用は全額自己負担になります。

㉑ 在宅要介護者が工事着工後に入院した場合の住宅改修費の保険給付について

Q 2 1 : 入院（入所）中の要介護者が退院する際は、前もって工事を着工することは可能（申請は退院後）とあるが、在宅でサービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が、着工後に様態の急変等により入院し、退院の見通しが見つからない場合に、要介護者から住宅改修費支給の申請があった場合は、住宅改修費の支給は可能ですか。

A 2 1 : 要介護者が入院するまでに工事が完成した部分まで給付対象となります。

㉒ 住宅改修完了前に要介護者が死亡した場合の住宅改修費の保険給付について

Q 2 2 : 住宅改修等の償還払いにおいて、着工時点においては存命であったが、住宅改修完了前に要介護者本人が死亡した場合は、住宅改修費の支給は可能ですか。

A 2 2 : 要介護者が死亡するまでに工事が完成した部分まで給付対象となります。

㉓ 着工の時効期間について

Q 2 3 : 申請が認められた場合、着工期限はありますか。

A 2 3 : 着工までの有効期限はありません。  
ただし、事後申請が遅れている場合には状況を確認する場合があります。

㉔ 住宅改修中に認定の更新申請を行った結果、非該当になった場合の保険給付について

Q 2 4 : 着工時点においては認定されていたが、住宅改修工事完了（または介護給付申請）前に更新申請を行い結果が非該当だった場合、保険給付を受けることは可能ですか。

A 2 4 : 認定の有効期限内に完成している部分が介護保険の給付対象として申請できます。  
（認定の有効期間内までの工事完了部分の経費が対象となります。）

㉕ 他市から転入した直後で被保険者番号がない場合の申請について

Q 2 5 : 相模原市に転入して住民登録は終了しているが、被保険者番号が決まっていません。  
住宅改修を行いたいですが申請できますか。

A 2 5 : 事前申請はできます。  
転入した日から 14 日以内に介護保険被保険者証の手続きを行うと、転入前の介護度と同じになります。  
期限を過ぎると新規申請と同様の手続きとなりますので、ご注意ください。

## 2) 理由書関係

### ① 理由書の作成者について

Q 1 : 理由書は、誰が作成するのですか。

A 1 : 国通知に、「当該書類（住宅改修が必要な理由書）を作成するものは、基本的には対象者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する居宅介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員とする」と定めてあるため、担当の居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）か地域包括支援センターの職員が作成します。  
また、その際の理由書の作成費については、居宅介護支援事業の一環であり、別途費用徴収できません。

### ② 理由書の作成者について

Q 2 : 住宅改修のみを行う被保険者でケアマネジャーがいない場合は、誰が理由書を作成するのですか。

A 2 : その場合において、理由書が作成できる者は、国通知によると「市町村が行う住宅改修指導事業等として住宅改修についての相談・助言を行っている福祉・保健・医療の専門家（市町村職員を含む）」とされており、相模原市が認めている者は地域包括支援センターの職員となります。

### ③ 理由書の作成者について

Q 3 : 本来理由書を書けない者が、理由書を作成した場合は、どうなるか。

A 3 : その事実が発覚した時点で、理由書の再提出を求め、再提出されるまで審査を行いません。

### ④ 理由書の作成者について

Q 4 : 介護認定申請中に住宅改修費の申請をする場合の理由書の記載者は誰になりますか。

A 4 : この場合の理由書の作成者は、地域包括支援センターの職員となります。  
ただし、認定申請中の対象者が、要介護1以上となることが明らかな場合やケアマネジャーの契約予定がある場合は、この限りではありません。  
ケアマネジャーは、契約されていない場合は、担当ケアマネジャーとはならないため、担当者でない者が記載したこととなります。

### ⑤ 理由書の作成について

Q 5 : 理由書の代わりに、ケアプランを提出してもよいですか。

A 5 : ケアプランは理由書の代わりとなりません。

### ⑥ 理由書の記載内容について

Q 6 : 住宅改修が必要な理由書には、どのようなことを記載するのですか。

A 6 : 記載する事項は

- 被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線
  - ・・・<動線>利用者の動き、例えば、玄関での履物の脱着や玄関戸までの動きなどについて記載。
- ② 住宅の状況 床の段差や手すりの有無など。
- ③ 福祉用具の導入状況等 どのような福祉用具を利用しているか等。
- ④ 必要な改修工事 改修することによりどのような動作が改善されるか予測を記載。
- ⑤ 工事の種別とその選定の理由 手すり取付け工事を行うと動作が安定する等。

### 3) 見積書と見積内訳書関係

#### ① 見積内訳の区分について

Q 1 : 提出書類中の見積書や請求書に添付する見積内訳書について、材料費や施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないですか。

A 1 : 見積内訳書で材料費と施工費等を適切に区分することとしているのは、トイレ・浴室・廊下等の箇所及び数量・長さ・面積等の規模を明確にして工事との整合性を確認するためです。このため、材料費と施工費等の区分ができない工事については無理に区分する必要はないですが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要があります。

#### ② 見積りの作成について

Q 2 : 本人または家族が施工する場合、誰が作成した見積書を提出すればよいですか。

A 2 : 材料を販売した店舗等が作成した被保険者宛の見積書及び見積内訳書を提出します。販売先が発行しない場合には、本人または家族が作成し提出します。

#### ③ 施工後、見積りの部材の数量が異なった場合の扱いについて

Q 3 : 施工後、安全のために手すりの受け金物が増えた場合や、補強板が増えた場合など部材の個数が見積りと異なった場合、見積内訳書の再提出は必要ですか。

A 3 : 必要です。

#### ④ 付帯工事について

Q 4 : 住宅改修に付帯して必要となる住宅改修とは具体的にどのようなものですか。

A 4 : 次のような工事が想定されます。

項 目	付 帯 工 事
① 手すりの取付け	手すりの取付けのための壁の下地補強等
② 段差の解消	段差の解消に伴う改修設備工事等
③ 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更	床材の変更のための下地の補強や材料の変更のための路盤の整備
④ 引き戸などへの扉の取替え	扉の取替えに伴う間柱などの改修工事等
⑤ 洋式便器などへの便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化または簡易化に係るものを除く)や床材の変更等

#### ⑤ 見積書の押印について

Q 5 : 見積書には社印等の押印は必要ですか。

A 5 : 必要ありません。

⑥ 消費税の端数処理について

Q 6 : 消費税の端数処理について、端数「切り捨て」、「切り下げ」、「四捨五入」いずれでも良いですか。

A 6 : 端数は「切り捨て」でお願いします。



#### 4) 図面関係

##### ① 手すりの取付け等の申請図面について

Q 1 : 手すりの取付け等の申請図面はどの範囲まで必要ですか。

A 1 : 必要図面については、理由書に記載されている内容で作成します。  
手すりの取付けに関する図面は、平面図だけでなく立面図（展開図または取付け図等）が必要な場合があります。  
各部材の取付け位置、ブラケット（支柱）間の寸法、手すり棒の長さ等が記されている必要がある場合もあります。

##### ② 図面の作成範囲について

Q 2 : 図面はどの範囲まで必要ですか。

A 2 : 図面から生活動線が判る範囲を作成します。  
玄関や階段、トイレ、浴室に手すりを取付ける工事の計画で、玄関のみ、トイレのみという部分図面が多々あります。  
対象者の日常生活において、細切れの動線はあり得ませんので、手すりや段差の解消等が必要な理由が読み解ける範囲で作成してください。

##### ③ 図面の縮尺について

Q 3 : 図面の縮尺の精度はどの程度まで必要ですか。

A 3 : 縮尺が縦・横（XY軸）共に異なる図面が散見されます。  
見積内訳を精査するためにも、同じ縮尺で図面にしてください。

## 5) 写真関係

### ① 添付写真について

Q 1 : 申請に添付する必要がある改修前後の写真について、どのような写真を撮影すればよいですか。

A 1 : 工事箇所全体がわかるように撮影します。

なお、工事前、工事後の写真については、それぞれ以下の点にも注意します。

i) 工事前の写真について → 工事の必要性がわかる写真をお願いします。

例 段差があり、手すりを設置する場合には、手すりを設置する壁と段差が確認できるもの。

※ 段差の解消の場合は、現在の段差寸法がわかるようスケール（ものさし）等を当てた写真が必要です。

ii) 工事後の写真について → 使用部材が、すべて確認できるもの。

連続した手すりの場合に、一枚の写真で納まらない場合には、接点がわかるようマスキングテープなどを貼り撮影すると良いでしょう。

※ コンクリート工事については、施工途中および固まった後の写真を添付します。

※ 段差の解消の場合は、段差が解消されたことが判るようスケール（ものさし）等を当てた写真が必要となります。

### ② 写真の日付について

Q 2 : 申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいですか。

A 2 : 黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込んでください。

### ③ 写真の日付について

Q 3 : 写真に日付が入っていないものについて業者に再提出を求めますか。

A 3 : 担当した施工業者に電話で撮影日を問い合わせします。

なお、事前で日付の無いものが提出された場合には、事後は日付の入ったものを提出してください。

### ④ 写真の現像料について

Q 4 : 住宅改修費の請求の際に、住宅改修の改修前・改修後の写真を添付することとなっていますが、その写真の現像料等についても保険給付の対象となりますか。

A 4 : 国Q & Aにより、支給対象とはなりません。

つまり、申請者の負担となります。

## 6) 承諾書関係

### ① 承諾書について

Q 1 : 夫又は妻名義の建物でも承諾書は必要ですか。

A 1 : 夫婦間であっても必要です。

### ② 承諾書について

Q 2 : 改修する住宅が市営住宅や賃貸物件等、家族以外のものが所有している場合に提出する承諾書はどれですか。

A 2 : 市 HP に掲載されている賃貸借用の承諾書、もしくは住宅所有者が発行する「模様替え承諾書」等、改修を許可する旨が記載された書類の提出をお願いします。

## 7) 領収書関係

### ① 自己負担額の計算について

Q 1 : 自己負担額の計算において、端数が生じた場合には、どのように処理をしたらよいですか。

A 1 : 自己負担額の計算は、以下の計算式に基づいて行ないます。

【計算式】 自己負担額 = 10 割の費用 - (10 割の費用 × 保険給付率 (※少数点以下切捨て))

【計算例】 10 割の費用 = 123,456 円、保険給付率 = 90% の場合

$$\begin{aligned} \text{自己負担額} &= 123,456 \text{ 円} - 123,456 \text{ 円} \times 0.9 \\ &= 123,456 \text{ 円} - 111,110 \text{ 円} \\ &= 12,346 \text{ 円} \end{aligned}$$

### ② 大工の家族が領収書を発行することについて

Q 2 : 自宅の住宅改修を、大工業を営む家族が行いましたが、材料費の領収書は改修を行った家族が経営する会社が発行したものではなく、材料購入先の店のものでなければならないですか。

A 2 : 原則的には材料購入先の店の領収書が必要です。

会社で材料を一括購入しているために、住宅改修の対象経費のみの領収書がない場合には、家族が経営する会社の領収書でもやむを得ません。

ただし、金額は通常考えられる程度の額でなければなりません。

### ③ 給付の時効について

Q 3 : 給付の時効はありますか。

A 3 : 給付できるのは、領収日の翌日から2年以内です。

### ④ 領収書の宛名について

Q 4 : 領収書の宛名は申請者でなくても良いですか。

A 4 : 必ず申請者（被保険者）の名前で領収書を作成してください。

### ⑤ 領収書の押印について

Q 5 : 領収書には社印等の押印は必要ですか。

A 5 : 必要ありません。

## 8) 住宅改修費の利用額

### ① リセットについて

Q 1 : 過去に住宅改修を20万円利用し、その後身体状況が悪化したが、一度使い切ってしまうと再度利用することはできないですか。

A 1 : 初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の介護度を基準として「要介護状態区分」が3段階以上上がった場合に、再度20万円まで利用可能です。ただし、要支援2と要介護1は同一の要介護状態区分とみなします。

要介護状態区分		3段階以上
(例) 要支援1	→	要介護3、4、5
要支援2又は要介護1	→	要介護4、5
要介護2	→	要介護5

### ② 住宅改修の支給額算定の例外に係る取扱いについて

Q 2 : 下記事例について教えてください。

- ① 10万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建替えて、新築家屋として住みはじめたが、一部住宅改修を行う必要が生じた場合は、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能ですか。
- ② 同一敷地内で5万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、その後新築家屋で一部住宅改修を行う必要が生じた場合は、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能ですか。

A 2 : ① ②とも住宅改修の支給対象とはなりません。

### ③ 転居等について

Q 3 : 転居した場合や子の住宅に一時的に身を寄せている場合等の扱いはどうか。

A 3 : 住宅改修費の上限額の設定と管理は住民登録地ごとに行いますので、転居や子の住宅に等に住所が変わった場合は、新たに上限額の20万円が設定されます。

### ④ 建替えについて

Q 4 : 住民登録上の住所は変わらないが、住宅を建替えた。  
建替え前の住宅改修の費用はリセットの対象となりますか。

A 4 : 住民登録上の住所での判断となるため、住所が変わらないのであれば建替えたとしてもリセットにはなりません。

### ⑤ 引越しについて

Q 5 : 同じマンション内での引越しはリセットの対象となりますか。

A 5 : 住民票の住所が、部屋番号まで登録されており、部屋番号が変更となる場合は対象となります。

### ⑥ 原状回復のための費用について

Q 6 : 賃貸住宅の場合で、退去時に原状回復のための費用は住宅改修の対象となりますか。

A 6 : 住宅改修の対象にはなりません。

## 9) 計画変更等

### ① 住宅改修の計画を変更する場合について

Q 1 : 事前申請後、完了報告までの間に、変更、追加の工事が発生した場合において、どのような手続きになりますか。

A 1 : 何らかの事情で住宅改修の計画を変更せざるを得ない場合には、提出した理由書にその理由を加筆し、新たな見積り・図面と併せて提出します。

追加が発生した場合は、基本的に別の申請として取り扱うため、新たに事前申請を行います。

ただし、事前申請前に施工しているものについては、自費となり申請できませんのでご注意ください。

## 10) その他

### ① 消滅しやすい筆記用具による記入について

Q 1 : 鉛筆・消せるボールペンその他の消滅しやすい筆記用具による記入の場合、申請は可能ですか。

A 1 : 鉛筆・消せるボールペンその他の消滅しやすい筆記用具で申請書等が記入されている場合、修正や改ざんが容易に可能であるため、消えないボールペンで記入し申請してください。

### ② 手すりの破損について

Q 2 : 以前住宅改修で取付けた手すりを故意に破損させてしまった。修理する工事は対象となりますか。

A 2 : 対象とはなりません。

同じ場所に手すりをつける場合、身体的状況等から高さの変更が必要などの場合に限ります。既存手すりの修理等は対象外です。

## 2 工事全般に係る Q & A

### ① 遵守すべき事項について

Q 1 : 住宅改修の計画するにあたって、どのような制限がありますか。

A 1 : 住宅改修を行うにあたって、次に掲げる事項は遵守してください。

① 関係法規 について

介護保険法などの住宅改修の規定ほか、建築基準法などの建築関係の法規を考慮する。

② 部材メーカーの取付け指定寸法や施行方法について

部材の使用にあたっては、メーカーの取付け指定寸法や施行方法を守る。

また、取付け指定寸法に記載していないような取付けを計画される場合には、部材のメーカーに、強度面で安全であることを確認する。

③ 本人の身体的な理由で必要な工事であること（介護保険法施行規則第93条）

単に補強や外観を整える工事、本人のためではなく家族の要望による工事であれば、住宅改修の対象項目に該当した場合であっても、住宅改修費の支給対象とはならないため、理由書の記載内容に注意します。

### ② 柱・壁の撤去を伴う工事について

Q 2 : 住宅改修工事において、柱や壁の移動・撤去をしてもよいですか。

A 2 : 柱の移動・撤去は、安全性に問題があるため、認めません。

壁の撤去については、住宅改修の対象工事に該当すれば認めますが、その場合であっても壁に筋かいが入っている場合には、柱と同様安全性の観点から認められないため、安易な壁の撤去などについては、注意してください。

ただし、有資格者（建築士等）が安全性を確保した場合には問題ないものとします。

判断基準となる構造計算書等の添付を求める場合もあります。

### ③ 諸経費について

Q 3 : 諸経費（現場管理費等）は、保険給付の対象となりますか。

A 3 : 住宅改修にいたるまでの手間を評価し、支給対象とします。

なお、その額については、工事総額の10%程度を目安としています。

### ④ 工賃について

Q 4 : 工賃については、何か制限がありますか。

A 4 : 工賃については、国土交通省が発表している労務単価を参考にしてください。



### 3 具体的内容に係る Q & A

#### (1) 手すりの取付け

##### ① 屋外の手すり等の設置について

Q 1 : 手すり等を玄関から道路までの屋外部分に設置するのは住宅改修費支給の対象となりますか。

A 1 : 敷地内であれば住宅内でなくても対象となります。  
対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置（手すり）、通路へのスロープの設置（段差の解消）、コンクリート舗装（床材の変更）への変更等になります。

##### ② 手すりをビス等ではなく固定剤や接着剤で取付ける場合について

Q 2 : 手すりの取付けには、ビスで止めることが必要とあるが、特許を取得した固定剤（エポキシ剤）による取付けは対象となりますか。

A 2 : その工法で行うことが必要という理由が認められる場合には、住宅改修の対象となります。

##### ③ 手すりの取替え工事について

Q 3 : 設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを設置する場合は給付の対象となりますか。

A 3 : 老朽化したとの理由であれば認められません。

##### ④ 既存手すりの位置の移動等について

Q 4 : 本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの高さ等位置のみを調整・変更し再度設置する必要がある場合は、住宅改修の支給対象となりますか。

A 4 : 既存の手すりが手すりとしての機能を果たしていない場合や、利用することが不可能である場合は対象としています。  
この場合は手すりの材料は既存を使用し、対象となるのは工賃のみが支給対象となります。

##### ⑤ 手すりの変更について

Q 5 : 要介護者の心身状況の変化により、これまで設置されていた手すりでは機能が十分でなくなり、既存の手すりを取り外し、新しい手すりを設置する場合には、住宅改修の対象となりますか。また、その際、既存の手すりの撤去にかかる費用についても住宅改修の対象となりますか。

A 5 : 要介護者の心身状況の変化に起因するものであれば、共に住宅改修の対象となります。  
ただし、心身状況の変化を理由書に詳しく記載することを要します。

##### ⑥ 跳ね上げ式の手すりについて

Q 6 : 階段に手すりを設置したいが、窓の開閉ができなくなる等の理由から、一方が固定されていて、もう一方が跳ね上げ式になっている可動式の手すりを設置する場合は、住宅改修の対象となりますか。

A 6 : 動作または取付け位置の環境条件から、可動の必要がある場合には、可動式の手すりを設置した場合も対象となります。

##### ⑦ 手すりの形状について

Q 7 : 手すりには、円柱形などの握る手すりのほか、上部平坦型（柵状のもの）もありますが、住宅改修の対象になりますか。

A 7 : 住宅改修の対象となります。  
高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握られない場合もあるため、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。

⑧ 手すりの設置に伴う付帯工事について

Q 8 : 手すりの取付けの下地補強の際、張替えの必要になったクロスは介護保険の住宅改修の対象とできますか。

A 8 : 下地補強した部分のみのクロスに係る費用は対象としても差し支えないと考えますが、下地補強に伴って壁全体のクロスを張替えるのであるならば、クロス的全費用を対象とすることはできませんので、按分で算出してください。

⑨ 事前申請時に提出した見積書と異なるメーカーの製品を取付けた場合について

Q 9 : 事前申請時の見積書ではパナソニックの手すりだったが、実際に取付けられたものは違うメーカーだった。材料の数は同じだが、手すり端部の形状が違う。この場合の見積書の扱いはどのようにになりますか。

A 9 : この場合は見積書の差し替えになります。

⑩ ペーパーホルダー付の手すりについて

Q 10 : トイレ内手すりではペーパーホルダー付の手すりは、ペーパーホルダー部分も対象となるか。

A 10 : 手すりを取付ける際に、ペーパーホルダーを移動せざるを得ない場合など、理由があればペーパーホルダーも含めて対象となります。

⑪ 手すりの高さについて

Q 11 : 4尺5寸の長さのトイレで、正面の手すりがH=900になっている場合、立ち上がる時に有効と考えますか。

A 11 : 正面の壁までが50cm以下と狭い場合には、H=900だと立ち上りには役立たないと考えます。

腕の力があれば高くしても良いと考えますが、正面の手すりでは立ち上がるには低い位置に付けるのが有効とされています。姿勢保持としては役立つと考えられます。

⑫ 手すりの支柱（支持棒）を縁台に固定する計画について

Q 12 : 土間から居間へ上がる段差に手すりを固定させるために、支柱を縁台に固定する計画は認められますか。

A 12 : 縁台の安全性がわからないため、原則、認められません。

⑬ 棚付二連紙巻器について

Q 13 : TOTOの商品「手をついても大丈夫な棚付二連紙巻器」を手すりとして、給付対象になりますか。

A 13 : 当該商品は手すりではないが、握力が無く棒状の手すりでは握れない等、身体状況に応じて必要性があれば対象となります。

⑭ 手すりの付帯工事について

Q 14 : 脱衣所代わりにカーテンで仕切って利用している廊下のカーテンが、新規に設置する手すりの邪魔になるため撤去してロールスクリーンに変更したいが付帯工事として支給対象になりますか。

A 14 : 手すりの付帯工事とは認められない。

⑮ 便器に付ける手すりについて

Q15：トイレ自体に取付ける手すり（たとえばアラウーノアームレスト（パナソニック））は手すりに該当しますか。

A15：本件はトイレオプション品であり、対象物（トイレ本体）から分離できるため、一体物とは認められません。なお、和式便器から洋式便器への取換えの場合は、ウォシュレットと同様に考えて対象となる可能性もありますが、通常の手すりではだめな理由等も理由書に記載してください。

⑯ 手すりサポート等について

Q16：手すりサポート（大建：手摺用グリップ等の手すり補助部材）を階段の手すりに付けたい。対象となりますか。

A16：手すりサポートのみでは対象となりません。  
ただし、手すり新設時に手すりサポート等を取付ける場合は、滑り止めを手すりに取付ける場合と同様に扱います。

⑰ 点手すりについて

Q17：マツ六の木製点手すりについて、手すりとして扱ってよいですか。

A17：住宅の構造や状態像、有効性等を勘案し、必要性が認められれば対象となります。  
ただし、棒手すりのように握れるものでなくてよいのか確認してください。

⑱ トイレ用手すりについて

Q18：TOTO「トイレ用手すり（システムタイプ）」の取付けは対象となりますか。

A18：本体部分（手すり）については、対象とすることができるが、オプション品の背もたれや前方ボードについては、座位保持の目的のものであり、保険対象外です。（オプション品のアシスタバーは移動動作の補助であるため対象）  
見積書には、本体部分とオプション品部分は別に記載し、本体部分のみ対象とする。

⑲ 屋内外のトイレの手すりについて

Q19：トイレが家の中と外とにあり、どちらのトイレも使用する場合において、それぞれに取付けた手すりは両方とも支給対象としてよいですか。

A19：どちらのトイレも日常生活で使用しているため、対象となります。

⑳ 下駄箱に手すりを取付ける場合について

Q20：玄関の上がり降りの際ふらつきがあるため手すりを下駄箱に取付ける場合は、支給対象となりますか。

A20：下駄箱は「住宅」ではないため、下駄箱への手すりの取付けは住宅改修の対象とはなりませんが、造付けの下駄箱のように構造体に取付けられた下駄箱に取付ける場合には支給対象としています。

㉑ 転落防止の柵について

Q21：2階からの転落防止のため階段に柵を取付けたいが、住宅改修の対象となりますか。

A21：柵の設置は住宅改修の対象にはなりません。

## (2) 段差の解消

### ① 対象の段差について

Q 1 : どのような段差が対象になりますか。

A 1 : 敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床の嵩上げ、浴槽のまたぎを低いもの  
に取換える工事等が考えられます。  
段差が分かるように、段差部分にスケール（ものさし）等を当て日付入りの写真を撮影します。

### ② ユニットバスについて

Q 2 : 浴室をユニットバスに改修することで、床の段差と浴槽のまたぎの段差を同時に改修するこ  
とは段差の解消として対象となりますか。

A 2 : 心身の状況により、次の3つのいずれかを目的としてユニットバスを設置する場合には、該当  
します。部分について**按分**などにより価格が算出できる場合には、住宅改修の対象となります。

- ① 脱衣所と浴室の段差の解消を目的とする場合
  - ② 浴室の床を滑りにくい床材への変更を目的とする場合
  - ③ 浴室の床と浴槽底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとする場合
- ※対象となる場合には、見積書にユニットバスの内訳を記載し、メーカーの振分け書（按分  
表）を併せて提出するなど、介護保険対象部分を明確にします。

＜見積内訳の記載例＞

段差の解消のために浅型浴槽に交換することは支給対象となります。（給湯器等は支給対象外）  
『 ユニットバス〇〇円（内、浴槽〇〇円、床〇〇円、扉〇〇円、手すり〇〇円、その他〇  
〇円）』と、介護保険対象部分分かるように記載します。

### ③ 浴室の段差の解消工事について

Q 3 : 脱衣所と浴室床（洗い場）の段差を解消するため、浴室床の嵩上げを行ったが、浴室床が上が  
ったために行う次の（1）から（3）の工事について、住宅改修の段差の解消に伴う付帯工事  
として取扱うことは可能ですか。

- （1）水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなった場合の水栓の蛇口の位置の変更。
- （2）浴室の床が上がったために、相対的に浴槽の床と高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ  
危険になった場合の浴槽を嵩上げするなどの工事。
- （3）上記（2）の場合、技術的に浴槽の嵩上げが困難な場合の浴槽の改修または取替えの工事。

A 3 : （1） から（3） いずれの場合も住宅改修の対象となります。

### ④ 浴槽の取替えについて

Q 4 : 高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状  
（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも、段差の解消として住宅  
改修の対象となりますか。

A 4 : 段差の解消を目的とする場合のみ対象となります。

### ⑤ 洗い場の段差の解消工事について

Q 5 : 床の段差を解消するため「すのこ」を製作し、浴室に設置する場合は支給対象となりますか。

A 5 : 浴室内の「すのこ」は、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内「すのこ」（浴室内に置いて浴  
室の床の段の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではな  
く福祉用具購入の支給対象となります。

⑥ 給湯器について

Q 6 : 浴槽内の段差解消として、浴槽内一体の工事（浴槽及び給湯器の交換工事）の申請の場合において、給湯器（給湯器関連工事含む）は対象となりますか。（公団型団地の浴槽がこれにあたる。）

A 6 : 浴室の段差解消に伴う給排水設備工事は対象となりますが、給湯器（給湯管含む）は対象となりません。（電気ガス関係のため）

⑦ トイレ改修の付帯工事について

Q 7 : トイレの床の嵩上げに伴い、便器脱着、給排水の費用は含まれますか。

A 7 : 付帯工事として差し支えありません。

⑧ 玄関の段差の解消に伴う床の解体費について

Q 8 : 玄関の段差の解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差の解消に必要な費用として住宅改修費の対象となりますか。

A 8 : このような場合、スロープの設置工事に付帯するものと考えられます。

⑨ 住宅改修における「玄関まわり」の範囲について

Q 9 : 玄関のドアの大きさ等から玄関からの出入りが困難であり、掃出し窓、縁側等から車いすでの出入りを行っている場合、当該掃出し窓、縁側と地面との段差解消について、住宅改修費給付の対象となりますか。

A 9 : 玄関にスロープを設置する場合と同様に、床の段差の解消として住宅改修の対象となります。

⑩ 上がり框（かまち）の段差緩和工事について

Q 10 : 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段を2段にしたりする工事は支給対象となりますか。

A 10 : 式台については、固定したものは床の段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが可能なものは対象外です。  
また、上がり框を2段にする工事は床の段差の解消として住宅改修の支給対象となります。

⑪ キッチンシンク用の踏み台について

Q 11 : 背が曲がってきてキッチンシンクを利用しづらくなってきてしまった。  
踏み台を設置することは対象になりませんか。

A 11 : 段差が解消されるわけではなく、住宅改修の項目には当て嵌まらないため支給対象外です。

⑫ 踏み台について

Q 12 : 和式便器に洋風便座を置いて使用している。便座が高く、座るのが困難なため、便器の目の前に踏み台を設置する工事は対象となりますか。

A 12 : 段差が解消されるわけではなく、便座に座るために高さを補うための工事であるため、対象外です。

⑬ 踏み台の延長について

Q 1 3 : 洗濯物を干すために、ベランダに足場（踏み台）があるが、狭いので落ちてしまう恐れがある。踏み台を延長（広く）する工事は対象になりますか。

A 1 3 : 目的（洗濯物を吊るす）の場所までの経路の段差を解消するために踏み台を設置する場合は対象になりますが、今回は目的の場所が踏み台上になり、段差の解消には当たらないため対象外です。

⑭ 掘り炬燵について

Q 1 4 : 掘り炬燵を埋める工事は対象となりますか。

A 1 4 : 単に埋めるだけの工事は対象外です。

⑮ 根太について

Q 1 5 : 段差の解消において根太は対象となりますか

A 1 5 : 状況によりますが、段差を解消する高さによって、根太まで取替えないと高さがあわせられない場合は根太まで対象となります。

⑯ 屋外の段差について

Q 1 6 : 玄関から道路までの動線上の段差を緩やかにする工事や段差を解消することは、住宅改修の支給対象となりますか。

A 1 6 : 玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となります。  
敷地内であれば住宅内でなくても対象となります。

⑰ 玄関以外のスロープについて

Q 1 7 : 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となりますか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となりますか。

A 1 7 : 玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。

⑱ スロープに替えて使用する昇降機について

Q 1 8 : スロープが設置できない場合、スロープにかえて使用する昇降機等は給付対象となりますか。

宅地の関係で（他の建物があるため）スロープを設置できない事例があります。

A 1 8 : 住宅改修の対象外です。

移動用リフトとしての段差解消機及び車いす用電動昇降機は福祉用具貸与の対象になります。

⑲ 昇降機・段差解消機等について

Q 1 9 : 昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となりますか。

また、動力により床段差を解消する機器は除かれると、動力によらず、手動の場合は、支給の対象となりますか。

A 1 9 : 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床の段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修の支給対象外です。

手動であっても、これらの設置工事は対象外です。

※なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の対象となります。

⑳ ウッドデッキについて

Q 2 0 : 洗濯物を干す動作において、庭に下りる際に、転落する可能性があるため、ウッドデッキを作成する工事は、住宅改修の対象となりますか。

A 2 0 : ベランダの増設に該当すると判断し、住宅改修の対象外です。

㉑ 木製のスロープについて

Q 2 1 : 屋外のスロープを木材で作成する場合、住宅改修の対象となりますか。

A 2 1 : 対象とします。

木材の多くは耐候性に乏しいが、費用の面などから木材でないと対応できない場合において、滑りにくい加工など施してあり安全性が確認できることが必要です。

※参考 木材には耐候性の高いエステックウッドやハードウッドがある（無処理のものより高価）。エステックウッドとは、Sendai Technologies Woodの略称で、特許技術「窒素加熱処理」で加工された熱処理木材。窒素加熱処理による効果により薬剤を一切使用せず、環境負荷が少ない無公害木材、耐朽性・耐水性・保温・防腐・防虫・形状安定性に優れた特性を持つ。木材に近い材として、ウッドデッキなどに使用される樹脂木は耐候性があり、横使いにスロープを製作すると滑りにくくなる。

㉒ スロープの勾配について

Q 2 2 : 屋外のスロープの勾配について、なにか制限がありますか。

A 2 2 : 原則として、1 / 12よりも緩やかにしてください。

ただし、外出の際、常に十分な介護を得られる場合には1 / 8（1 / 6）まで認めます。この場合には理由書に介護環境を詳しく記載してください。

㉓ スロープの幅について

Q 2 3 : 屋外のスロープの幅について、制限はありますか。

A 2 3 : 原則として、1. 2m以内とします。

ただし、身体的な理由などから、それ以上の幅のスロープが必要な場合には1. 2m以上のスロープを作成することも可能です。この場合には理由書に介護環境を詳しく記載する。理由なく1. 2m幅を超える場合には、その費用について面積比で按分します。

㉔ 屋外の通路について

Q 2 4 : 玄関から道路までの階段状の通路をスロープ状にしたい。この通路を図面上分割して、別々の通路として、夫婦二人の被保険者で同時に申請することはできませんか。

A 2 4 : 夫婦二人で申請することはできません。

共用部分の改修は、いずれか一方のみが支給申請を行います。

㉕ 植木の撤去について

Q 2 5 : 飛び石をフラットにする工事で、横にある植木の撤去は認められますか。

A 2 5 : 基本的には対象外ですが、軽微な工事であれば付帯工事として認められます。

㉖ 緩やかな勾配の階段に交換することについて

Q 2 6 : 2階に玄関のある住宅で、玄関から外階段を使わないと外出できない場合に、現在急な階段のため緩やかな階段に取替える改修工事は、段差解消として認められますか。

A 2 6 : 既にある階段が身体上の都合で使用不可能であるため、緩やかな階段に改修するのであれば、段差の解消として認められます。

⑳ ブロック塀の撤去費用について

Q 2 7 : 外の段差をスロープにする工事で、現在一部がブロック塀になっている部分も対象になりますか。

A 2 7 : 車いすが通れないのであれば、通れる範囲を付帯工事でスロープにすることは可能です。  
ただし、ブロック塀の部分は本来通路でないためブロック塀の撤去費用は認められません。  
(付帯工事部分の付帯工事になるため。)

㉑ 段差解消の対象工事について

Q 2 8 : 自費で既存玄関ポーチまで玄関の拡張を行い、既存の階段部分を玄関ポーチにし段差の解消のため階段の設置(既存と同じ段数・高さ)とスロープを併設する改修は対象となりますか。  
また階段・スロープへの手すりの取付けは対象となりますか。

A 2 8 : 階段を玄関ポーチにする改修は対象外です。  
また、階段の設置については既存のものと変わらないため対象外です。  
スロープの設置及び階段・スロープの手すりは対象となります。

㉒ 雨樋について

Q 2 9 : 玄関先から庭へ出入りするため段差を解消する際、雨樋の埋設は付帯工事となりますか。

A 2 9 : 単に埋設する工事は対象外です。

㉓ スロープから階段に変更する工事について

Q 3 0 : スロープの勾配がきついため、階段とする工事は対象となりますか。

A 3 0 : 利用者の身体状況にあった工事であれば対象となります。

㉔ 材料について

Q 3 1 : スロープ工事の際、「コンクリートでなければならない」「タイル不可」等の制限はありますか。

A 3 1 : 素材による制限はありません。

㉕ 新設について

Q 3 2 : 玄関から道路に至る既存の通路の傾斜が強く感じられるようになり、通行が困難になったため、玄関から庭を横切って道路に至るまでの傾斜の緩やかな通路を新設する工事を行いたいですが段差の解消として住宅改修の支給対象としてよいですか。

A 3 2 : もともと通路として利用していない部分への工事は新設にあたり、住宅改修ではないため対象外です。

㉖ 階段の高さについて

Q 3 3 : 階段の踏み幅を広くして傾斜を緩やかにする改修は、段差の解消工事として対象にすることができますか。

A 3 3 : 踏み幅を広くしても、階段の高さに変更がないため段差の解消にはあたりません。

㉗ スロープの給付に係るサービス区分の判断基準について

Q 3 4 : スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区分し給付すればよいですか。

A 3 4 : 取付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とします。



### (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

#### ① 老朽化について

Q 1 : 車いすの通行により傷んだ廊下の床材を取替える住宅改修は、支給対象となりますか。

A 1 : 老朽化や物理的・化学的な磨耗消耗が理由である場合は対象外です。

#### ② ノンスリップについて

Q 2 : 階段にノンスリップを付ける工事はすべり防止として対象となりますか。

A 2 : 必要性が認められる場合は対象となります。その場合、あまりに滑りが悪いとつまずき転落する危険性もあるため、工事にあたっては十分に注意してください。

#### ③ 滑り止めのゴムについて

Q 3 : 階段に滑り止めのゴムをつけることは、滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更としてよいですか。

A 3 : 「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たります。

#### ④ 床材の表面加工について

Q 4 : 滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となりますか。

A 4 : 床材の変更として住宅改修の支給対象となります。

#### ⑤ 滑り止めの塗料について

Q 5 : 滑り止めの塗料を塗布することで滑りにくくするという改修は住宅改修の対象となりますか。

A 5 : 対象であるが、同一箇所に再度、同一の工事をする場合は対象外となります。塗料の耐久年数を確認してください。

#### ⑥ 滑り止めの塗料について

Q 6 : タイルに特殊な薬剤を吹き付けて滑りにくくする「ソグナップ」という薬剤塗布は、浴室の床材変更として、住宅改修の対象となりますか。

A 6 : 対象となるが、効果の持続性が3～5年ということで、その工法の妥当性は十分に検討が必要です。なお、商品の劣化が当初から予想されるため、2回目以降は対象となりません。また、前後の変化が見えにくいため、施行中の写真も事後申請時に提出してください。

#### ⑦ 滑り止めテープについて

Q 7 : 階段の段鼻に滑り止めテープを貼って、滑りにくくしたいと考えるが対象となりますか。

A 7 : 十分な耐久性があるか確認が必要であるが、対象となります。

⑧ 床下点検口について

Q 8 : 和室をフローリングに変更の時、床下点検口は付帯工事になりますか。

A 8 : 既存にあった点検口を復旧する場合は対象となるが、新規で点検口を作るのは対象外になります。

⑨ 浴室内の床材の変更について

Q 9 : 平成12年1月31日付け老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」によると、厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類のうち、  
(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更は「浴室において床材の滑りにくいものへの変更」とある。  
これについて、滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと（床面への接着はしない）も対象となると考えてよいですか。それとも、入浴補助用具として福祉用具購入費の支給の対象となりますか。

A 9 : マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修の対象にはなりません。  
また、福祉用具の購入の対象としても扱っていません。

⑩ ユニットバスについて

Q 10 : ユニットバス（壁・床・天井・浴槽等が一体化したもの）の購入設置により行う床材変更の場合、支給の対象となりますか。

A 10 : 支給対象額の算出は、購入設置費用総額を面積按分することにより行うため、按分することが可能であれば支給対象とすることができます。

⑪ カーペットについて

Q 11 : 足元が冷たいので廊下と階段にカーペットを敷きたい。保険の対象になりますか。

A 11 : 滑り防止等の理由で、工事として設置、貼り付けるものであれば、対象になりますが、単にカーペットを敷く場合は対象外です。

⑫ 畳について

Q 12 : フローリングから畳または、畳から畳への交換は認められますか。

A 12 : 対象者の身体状況により、フローリングから機能を持たせた畳（滑りにくい畳等）への交換、または、畳から機能を持たせた畳（滑りにくい畳等）への交換は認められます。

⑬ 畳からフローリングへの変更について

Q 13 : 和室6帖の畳敷きでは躓き易いため、床の間と押入れを撤去し床暖房付フローリング（8帖）に変更しますが、新たに物入は造る予定。この場合、全て対象となりますか。

A 13 : 介護保険では増設部分は対象としないため、床下地組部分は和室6帖部分が対象となります。仕上げ材のフローリングは、居室に相当する部分が対象となります。  
ただし、床暖房部分は対象とならないため、同等のフローリング材で見積内訳は積算することになります。

⑭ 設置工事の必要のない滑り止めのための床材について

Q 1 4 : 工事や取付け作業を要さず（床への張付けや釘止めも不要）、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、設置工事等を要さず、床段差解消にも該当しないことから住宅改修の対象とはならず、特定福祉用具にも該当しないことから保険給付の対象とならないと考えるがよろしいですか。

A 1 4 : 床に置くだけであれば住宅改修にも特定福祉用具の購入にも該当しません。  
設置のために接着等の工事を伴うものであれば対象となります。  
ただし、浴室の滑り止めマットのように、本来置くだけのものを接着材にて固定したとしても対象とはなりません。

⑮ 滑り防止を図るための舗装材への加工について

Q 1 5 : 滑り防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となりますか。

A 1 5 : いずれも、通路面の材料の変更として、住宅改修の対象となります。

⑯ 通路面の材料の変更について

Q 1 6 : 通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか。  
また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となりますか。

A 1 6 : 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。  
ただし、タイル等については、滑りにくいということがカタログ等で確認ができ、路面を滑りにくくできるものに限りです。  
また、これらの工事に伴う、路盤の整備は付帯工事として支給対象となります。

#### (4) 引き戸等への扉の取替え

##### ① 自動ドアについて

Q 1 : 引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合、対象となりますか。

A 1 : 動力部分の設置費用は保険対象とはなりません。

##### ② 扉の開く方向および吊元の変更について

Q 2 : 扉そのものは取替えないが、開く方向を変更する工事（右開きの戸を左開きに変更する工事など）は対象となりますか。

A 2 : 必要性が認められる場合は対象となります。扉そのものを取替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合や、ドアノブをレバーハンドル等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

##### ③ 内開き戸から外開き戸への変更について

Q 3 : トイレの入り口扉が内開きで便器前のスペースが狭くなり立ち座り等に支障があるため、外開きに付け替える場合、扉本体の交換は対象となるか。

A 3 : 一旦取り外した場合に再度の取付けが正当な理由により困難と認められる場合には、給付対象となります。

##### ④ 開き戸から引き戸への交換について

Q 4 : 開き戸では開け辛くなり引戸に交換する場合、枠も交換する必要があるが、壁の補修も行う。全面の壁を張り替える場合は、住宅改修の対象となるか。

A 4 : 補修部分に該当する部分のみ、対象となります。見積内訳は按分します。

##### ⑤ 引き戸の取替え工事について

Q 5 : 既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は住宅改修の支給対象となるか。

A 5 : 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。例えば、レールが曲がっている等の理由であれば対象外です。

##### ⑥ 扉の位置の変更について

Q 6 : 玄関から向かって横に扉があるが、車いすのため方向転換ができず、また開き戸のため扉を開けることが困難なため、玄関の扉の位置を変更し引き戸にしてスムーズに入れるようにしたい。

A 6 : 扉位置の変更については認められています。

⑦ カーテンへの変更について

Q 7 : 扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取替えたいが、住宅改修の対象となりますか。また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取付け工事についても、住宅改修の対象となりますか。

A 7 : 利用者の身体状況と、カーテンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであれば、住宅改修の対象となりうるが、カーテンは簡単に取り外しが可能なため対象外となります。  
ただし、扉枠の撤去とカーテンのレールの取付け工事については、交換に伴う付帯工事として対象となります。なお、アコーディオンカーテンの場合は、アコーディオンカーテンそのものも支給対象としています。

⑧ ロールスクリーンへの変更について

Q 8 : アコーディオンカーテンの開閉が間取りの変更により困難であるため、ロールスクリーンに取替えたいが、住宅改修の対象となりますか。

A 8 : 利用者の身体状況と、ロールスクリーンに交換した場合の状況（居室等のプライバシー、室温、耐久性等）を考慮したうえでの取替えであっても、ロールスクリーンは取付けた金物に嵌め込むタイプのため固定を伴う工事とはならず住宅改修の対象外となります。

⑨ シャワーカーテンへの変更について

Q 9 : 風呂場の扉を取り外し、シャワーカーテンを付けることは対象か。

A 9 : 扉撤去代およびカーテンレールはビス固定する工事のため対象となりますが、シャワーカーテンは取り外し可能なため自己負担となります。

⑩ 浴室の扉の取替えについて

Q 10 : 車いす利用者が浴室の扉を1人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象としてよいか。引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能か。

A 10 : 要介護者等の身体状況や介護環境により対象となります。  
ただし、身体状況や介護環境に基づき工事が必要な理由が詳細に記載された理由書の提出が必要となります。

⑪ 扉の撤去について

Q 11 : 車いすで通行するために、台所の入口の扉を取り除く工事費、つまり「扉の撤去」は住宅改修における「扉の取換え」の対象となるか。

A 11 : 車いすで通行するためやむを得ず扉を取り除く工事は対象となります。  
ただし、身体状況や介護環境に基づき工事が必要な理由が詳細に記載された理由書の提出が必要となります。

⑫ 開き戸の拡張について

Q 12 : トイレを利用する際、入り口が狭く車いすの出入りが困難な場合、入り口を広げて（袖壁の撤去）、開き戸から開き戸に変更するのは、対象となるか。

A 12 : 被保険者の身体状況に基づいた理由による住宅改修であるので、対象となります。

⑬ 物入れの扉について

Q 1 3 : 観音扉の物入れ前に手すりを設置したいが、手すりを設置すると物入れが開けられなくなるため、扉を観音扉から引き戸に取替えたい。「扉の取替え」として、又は「手すり設置の付帯工事」として対象とすることができるか。

A 1 3 : 手すりを設置することにより、扉が開けられなくなることから、「手すり設置の付帯工事」として給付対象となります。

⑭ クローゼットの扉について

Q 1 4 : クローゼットの扉（折れ戸）が重く開けにくいいため、アコーディオンカーテンに変更したいが、給付対象となるか。

A 1 4 : 給付対象は、日常生活上クローゼットを開閉する動作が必要であれば対象となります。

⑮ 扉の新設について

Q 1 5 : 壁であったところを一部取り払い、扉を新設する工事は住宅改修の対象となるか。

A 1 5 : 従来、「引き戸等への扉の取替え」は扉位置の変更等を含め扉の取替えとされていたが、引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用がかからない場合もあります。その場合に限り「引き戸等の新設」は「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象となります。

この場合には、引き戸等の新設の場合と、扉位置の変更の場合の見積りを提出します。  
また、この場合であっても、筋かいが入っている壁の撤去は、安全性の観点から認められません。  
ただし、建築士が構造計算を行い、撤去可能な場合にはこの限りではありません。

⑯ 撤去費用及び処分費用について

Q 1 6 : 住宅改修の際不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象になるか。

A 1 6 : これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であることから給付対象となります。

⑰ 照明スイッチについて

Q 1 7 : 扉の取替えによって照明スイッチが扉で隠れるが、スイッチの移設は付帯工事として認められるか。

A 1 7 : 付帯工事として認められます。

⑱ 雨戸の取替えについて

Q 1 8 : 雨戸を取替える工事については住宅改修の対象となるか。

A 1 8 : 門扉と同様、利用者の生活の動線上にあって身体的な改善のための理由であれば引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。

例えば、被保険者の庭等への出入りがなく、単に雨戸を開け閉めするだけということであれば、住宅改修の対象とはなりません。庭へ出入りするために、雨戸を開け閉めする必要があるのであれば、支給の対象となります。

⑱ 門扉の取替えについて

Q 19 : 門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。

A 19 : 住宅改修の扉の取替えは、扉を取替えることにより移動の円滑化をはかることを目的としていると考えられることから、外出の際の動線上にあって、身体的な改善のための理由であれば引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。

⑳ コンセントの移設について

Q 20 : 開き戸から引き戸への取替えで、引き戸を引く壁面にあるコンセントが引き戸を引く際の支障となる場合、コンセントの移設費は付帯工事として支給対象とすることができますか。

A 20 : コンセントの取外しと移設費は支給対象とすることができます。

## (5) 洋式便器等への便器の取替え

### ① 便座について

Q 1 : 暖房便座、洗浄機能等が付加されている便座への取替えは対象となりますか。

A 1 : 便器の取替えを住宅改修の対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。  
従って、洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便器に取り替える場合は対象外となります。  
和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは対象となります。  
既に洋式便器である場合は、便器の高さを変える等の理由が身体上の事由であれば、便器の交換は対象となります。

### ② 壁リモコンについて

Q 2 : 洗浄便座（ウォシュレット等）の壁リモコンは対象になりますか。

A 2 : 最近の洗浄便座（ウォシュレット等）には本体に操作盤がついていないのが一般的になっていますので、対象となります。

### ③ スワレット（TOTO）について

Q 3 : TOTOが販売する商品「スワレット（和風改造用便器）」に対する保険給付は、特定福祉用具の「腰掛便座」として扱うのか、または、住宅改修の「洋式便器等への便器の取替え」として扱うのでしょうか。

A 3 : スワレットについては、床にネジ留め固定をし、配管工事を必要とするものから工事を伴うものとして扱いますので、住宅改修として扱います。

### ④ 和式便器から洋式便器への交換について

Q 4 : 非水洗の和式便器を撤去して、非水洗の洋式腰掛便器（和式便器に被せるタイプではない）へ交換する工事（床に固定する）は住宅改修の対象となりますか。

A 4 : 対象となります。

### ⑤ 便座の高い便器への交換について

Q 5 : 洋式便器から洋式便器への変更（便座の高さ変更等）については、対象となりますか。

A 5 : 高さの変更など、合理的な理由がある場合は対象とします。  
ただし、古くなったから取替えたいなどの理由では対象外となります。

### ⑥ 和式便器から洗浄機能等がついた洋式便器への取替えについて

Q 6 : 和式便器から洗浄機能等がついた洋式便器への取替えは、住宅改修の支給対象となりますか。

A 6 : 洗浄便座一体型の洋式便器が、一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取付ける場合は、住宅改修の支給対象に含めて差し支えありません。  
ただし、この場合であっても洗浄機器等を追加するためだけの目的の場合には、対象外です。



⑦ 洋式便器の改修工事について

Q 7 : リウマチ等で膝が十分にまがらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となりますか。

- ① 洋式便器を嵩上げする工事
- ② 便座の高さが高い洋式便器に取替える場合
- ③ 補高便座を用いて座高の高さを高くする場合

A 7 : ① 対象となります。

② 対象となります。

ただし、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取替えるという理由であれば対象外です。

利用者に適した高さにするために取替えるなど適切な理由であれば対象となります。

③ については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入となります。

⑧ 便器の交換について

Q 8 : 腰掛便座を購入して和式便器を洋式便器風に使用していたが、洋式便器へ取替えたい。支給対象となりますか。

A 8 : 身体状況や介護環境により支給対象となります。

⑨ トイレの向きの変更について

Q 9 : 身体に麻痺があることから、現状の洋式便器の便座に座れないため、洋式便器の向きを変える工事は、住宅改修の対象となりますか。

A 9 : 障害等に対応するように、身体の麻痺等によって現在の便座の向きでは座れないなど、必要性がある場合は対象となります。

⑩ 便器の高さ変更について

Q 10 : 便器の高さを補うために、補高便座ではなく、住宅改修の便器の取替えを選択することは可能ですか。（補高便座を取付けることは可能）

同様に、被保険者の身体的状況から既存の洋式便器の便座の高さを高くする必要があるため、洋式便器から洋式便器へ便器を取替える場合、支給対象となりますか。

A 10 : 身体的理由から便器の高さを変える必要があるのであれば、住宅改修を行っても差し支えありませんが、次の方法も検討してください。

- ① 補高便座を福祉用具購入で対応できるのであれば、いずれを選択するかよく検討したほうがよいでしょう。（例）特定福祉用具購入の対象となる「補高便座」を用いて座面の高さを高くする。
- ② 現存の洋式便器を嵩上げて高さを調節する方法で補う。

⑪ 腰掛式便器について

Q 11 : 和式便器の上に腰掛式便器をかぶせ、ビスで固定した場合は住宅改修の対象となりますか。

A 11 : 和式便器自体を取替えるものではなく、またビスで固定できるものが福祉用具にあるため対象外となります。

ただし、配管工事等を伴う「スワレット」等は対象となります。

⑫ 洋式便器への取替えを行った場合における付帯工事の範囲について

Q 1 2 : 男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、「付帯して必要となる住宅改修」に該当するとの判断でよいですか。

A 1 2 : 便器の取替えに伴う仕切り壁の撤去は住宅改修の対象となります。  
なお、単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しないものと考えます。

⑬ 洋式便器への取替えに伴うトイレの拡張について

Q 1 3 : 和式便器から洋式便器に取替える工事に伴い、車いすに対応する目的で既存のトイレを拡張する必要がある場合、トイレの拡張に伴う工事も住宅改修の支給対象となりますか。

A 1 3 : 原則として、拡張工事（扉の変更に伴う間口の拡張工事は除く）は対象とはならないが、利用者の心身の状況や家屋の状況によりやむをえない事情がある場合には、例外的に対象となる場合もあります。  
ただし、その場合でも、家屋の総面積が増えないことが条件となります。  
この場合、身体状況に基づいた拡張が必要な理由を理由書に詳しく記載します。

⑭ 既存トイレを残したまま、別の場所にトイレを新設する場合について

Q 1 4 : 既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、洋式便器等への取替えとはならないので、住宅改修の対象とはならないと判断してよいですか。

なお、既存のトイレは、家族がそのまま使用することとなります。

A 1 4 : 改修ではなくトイレが増設されているため対象外となります。

⑮ 和式便器のトイレを撤去し、別の場所に洋式便器のトイレを移動する場合について

Q 1 5 : 現在使用している和式便器を取壊し、別の場所に新たに洋式便器を設置した場合は、支給対象ですか。

A 1 5 : 和式便器のトイレを取壊し、別の場所に洋式便器のトイレを設置する場合は、和式便器を洋式便器に取替えたこととなるため、住宅改修の対象となります。

⑯ トイレの給排水設備について

Q 1 6 : トイレの給排水設備は対象となりますか。

A 1 6 : 便器の取替えに伴う給排水工事は対象となります。  
なお、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化又は簡易水洗化にする工事部分は対象外です。

⑰ 便器の取替えに伴い認められる給排水設備の工事の範囲について

Q 1 7 : 便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められています。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われるますが、認められない工事の範囲とは、

- ① 浄化槽設置工事
- ② 公共下水道に接続する枡からトイレまでの排水管工事を指しますか。

A 1 7 : 非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取替える場合において、便器本体の工事とともに、配水管の長さや位置を変える工事を想定しています。

⑱ トイレの改修に伴う仮設トイレの設置費について

Q 18 : 和式便器から洋式便器に改修する際、工期が3日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は、支給対象となりますか。

A 18 : 付帯して必要になる住宅改修は便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更とされているため、仮設トイレの設置費用は給付対象外となります。

⑲ 壁の補修について

Q 19 : 便器の交換にかかる壁の補修は、給付の対象となりますか。

A 19 : 便器の座面以上の部分は給付対象外となります。

⑳ 給排水工事について

Q 20 : 便器の取替えに伴う給排水設備工事については、どこまでが付帯工事となりますか。

A 20 : 和式の水洗便器を洋式の水洗便器へ取替える際の給排水管の長さや位置を変える工事が対象となります。